

## 平成30年度保育料

(単位:円・月額)

区分	階層	保育料
生活保護世帯	1	0
市町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯	2	2,100 ( 0)
市町村民税課税世帯 (均等割のみ課税となる世帯を除く。)	3	6,600 ( 3,300)

## ◆2階層および3階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯	2減	0
市町村民税課税世帯で所得割課税額が 77,101円未満の世帯	3減	2,100 ( 0)

※保育料額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※保育料額の左記は1人目(基準額)、右記( )書きは2人目(半額)です。

※支給認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料とは別に、給食費や教材費、行事費など実費徴収や上乗せ徴収する施設があります。

※子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園の保育料額は、施設で設定します。

※市立幼稚園の保育料は、市条例により別途定められています。

※預かり保育を利用したときは、別途預かり保育料がかかる場合があります。

## 平成30年度保育料

## ① 保育所、認定こども園、地域型保育事業所（里・下飯保育園を除く）

上段	第1子「徴収基準額」
(下段)	第2子（基準額の半額）

(単位:円・月額)

区 分	階層	満3歳以上子ども (2号認定子ども)		満3歳児未満子ども (3号認定子ども)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	
市町村民税非課税世帯	B01	4,500 ( 0)	4,500 ( 0)	6,700 ( 0)	6,700 ( 0)	
で市A階層を 次町村民税 の区分に 区分に 所得割額 課税世帯 の(★)	48,600円未満	C01	11,500 ( 5,750)	11,400 ( 5,700)	13,600 ( 6,800)	13,400 ( 6,700)
	48,600円以上 57,700円未満	D01'	18,900 ( 9,450)	18,600 ( 9,300)	21,000 ( 10,500)	20,700 ( 10,350)
	57,700円以上 97,000円未満	D01	18,900 ( 9,450)	18,600 ( 9,300)	21,000 ( 10,500)	20,700 ( 10,350)
	97,000円以上 121,000円未満	D02	25,700 ( 12,850)	25,300 ( 12,650)	27,800 ( 13,900)	27,400 ( 13,700)
	121,000円以上 169,000円未満	D03	31,100 ( 15,550)	30,600 ( 15,300)	33,300 ( 16,650)	32,800 ( 16,400)
	169,000円以上 301,000円未満	D04	37,700 ( 18,850)	37,100 ( 18,550)	39,600 ( 19,800)	39,000 ( 19,500)
	301,000円以上 397,000円未満	D05	42,300 ( 21,150)	41,600 ( 20,800)	44,000 ( 22,000)	43,300 ( 21,650)
	397,000円以上	D06	45,400 ( 22,700)	44,700 ( 22,350)	46,800 ( 23,400)	46,100 ( 23,050)

## ◆B01階層、C01階層およびD01階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	B01減	0	0	0	0	
★	48,600円未満	C01減	4,000 ( 0)	4,000 ( 0)	6,000 ( 0)	6,000 ( 0)
	48,600円以上 57,700円未満	D01減'	4,500 ( 0)	4,500 ( 0)	6,700 ( 0)	6,700 ( 0)
	57,700円以上 77,101円未満	D01減	4,500 ( 0)	4,500 ( 0)	6,700 ( 0)	6,700 ( 0)

※保育料額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※支給認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

※支給認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかることがあります。

## ② 里保育園・下甌保育園

上段	第1子「徴収基準額」
(下段)	第2子(基準額の半額)

(単位:円・月額)

区 分	階層	満3歳以上子ども (2号認定子ども)		満3歳児未満子ども (3号認定子ども)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	1	0	0	0	0	
市町村民税非課税世帯	2	2,900 ( 0)	2,900 ( 0)	4,300 ( 0)	4,300 ( 0)	
市1階層を 次階層を 除き、当 該年度分 の所得割 額課税世 帯(●)	48,600円未満	3	7,400 ( 3,700)	7,300 ( 3,650)	8,800 ( 4,400)	8,600 ( 4,300)
	48,600円以上 57,700円未満	4'	12,200 ( 6,100)	11,900 ( 5,950)	13,600 ( 6,800)	13,300 ( 6,650)
	57,700円以上 97,000円未満	4	12,200 ( 6,100)	11,900 ( 5,950)	13,600 ( 6,800)	13,300 ( 6,650)
	97,000円以上 121,000円未満	5	16,700 ( 8,350)	16,300 ( 8,150)	18,000 ( 9,000)	17,600 ( 8,800)
	121,000円以上 169,000円未満	6	20,200 ( 10,100)	19,700 ( 9,850)	21,600 ( 10,800)	21,100 ( 10,550)
	169,000円以上 301,000円未満	7	24,500 ( 12,250)	23,900 ( 11,950)	25,700 ( 12,850)	25,100 ( 12,550)
	301,000円以上 397,000円未満	8	27,400 ( 13,700)	26,700 ( 13,350)	28,600 ( 14,300)	27,900 ( 13,950)
	397,000円以上	9	29,500 ( 14,750)	28,800 ( 14,400)	30,400 ( 15,200)	29,700 ( 14,850)

### ◆2階層、3階層および4階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	2減	0	0	0	0	
●	48,600円未満	3減	2,500 ( 0)	2,500 ( 0)	3,500 ( 0)	3,500 ( 0)
	48,600円以上 57,700円未満	4減'	2,500 ( 0)	2,500 ( 0)	3,500 ( 0)	3,500 ( 0)
	57,700円以上 77,101円未満	4減	2,500 ( 0)	2,500 ( 0)	3,500 ( 0)	3,500 ( 0)

※保育料額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※支給認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する場合があります。

※支給認定された保育必要量(保育短時間)の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかることがあります。